３科目担当問題図解

	現行基準			改正後基準（2028/4/1～）		
	文学部 歴史学科	経済学部 経済学科	法学部 法律学科	文学部 歴史学科	経済学部 経済学科	法学部 法律学科
教科に関する専門的事項に関する科目	日本史概説 A教授（文学部）			日本史概説 A教授（文学部）		
	教職専任	教職専任	教職専任	教職専任		
	日本文化史A A教授（文学部）	経済史 C教授（経済学部）		日本文化史A A教授（文学部）	経済史 C教授（経済学部）	
	（教職専任）	教職専任		（教職専任）		
	日本文化史B A教授（文学部）			日本文化史B A教授（文学部）		
	（教職専任）			（教職専任）		
	法学概論 D教授（法学部）			法学概論 D教授（法学部）		
	教職専任	教職専任	教職専任			教職専任
教職専門科目	教育課程論 B教授（センター所属）			教育課程論 B教授（センター所属）		
	教職専任	教職専任	教職専任	教職専任	教職専任	教職専任
	教育実習（事前事後指導） B教授（センター所属）			教育実習（事前事後指導） B教授（センター所属）		
	（教職専任）	（教職専任）	（教職専任）	（教職専任）	（教職専任）	（教職専任）
	教育実習A B教授（センター所属）			教育実習A B教授（センター所属）		
	（教職専任）	（教職専任）	（教職専任）	（教職専任）	（教職専任）	（教職専任）
大学が独自に設定する科目	人権論A D教授（法学部）			人権論A D教授（法学部）		
	人権論B D教授（法学部）			人権論B D教授（法学部）		

A・C・D教授はそれぞれ所属学部教授会に所属
D教授は法学部教授会に加え、教養教育会議に所属
B教授は教職センター会議に所属

◆Q＆A　No.41

Q　共通開設科目を担当する教員を、それぞれの教職課程の教職専任教員とする場合、各教職課程について教職専任教員の要件を満たす必要がありますか。

A　必要となります。

【考え方・留意事項】

　当該教員が、それぞれの教職課程の編成及び運営等について責任を担うこと、授業担当要件を満たすこと等、教職専任教員としての要件を満たす必要があります。共通開設科目を担当していることのみをもって、当然にすべての共通開設先の教職専任教員となるものではありません。

◆説明

○　A教授は改正後基準においては経済学部、法学部の教職専任教員としてカウントできない。
→共通開設科目を担当しているものの、経済学部、法学部の「教職課程の編成や運営等に関する委員会」に所属していないため。

○　B教授は改正後も３学部の教職専任教員としてカウント可能。
→全学横断型の会議「教職センター会議」の構成員のため３学部の「教職課程の編成や運営等に関する委員会」に所属していることになるため。

○　C教授は、経済学部の教職専任教員としてカウントできない。
→経済学部教授会（教職課程の編成や運営等に関する委員会）に所属しているものの、１科目しか担当していないため。

○　D教授は改正後も３学部の教職専任教員としてカウント可能。
→人権論を提供している「教養教育会議」（全学横断型の会議）の構成員のため３学部の「教職課程の編成や運営等に関する委員会」に所属していることになるため。